

FLEET PITLOCK システム加盟店規約

(整備工場様向け)

本規約は、FLEET PITLOCK 株式会社（以下「当社」という）が提供する第 1 条に定める本システムに関し、本システムを利用する整備工場である加盟店に適用される遵守事項等を定めます。

第 1 章. 総則

第 1 条（定義）本規約においては、次に規定する用語は次の当該各号の意味を有します。

- (1) 「本規約」とは、FLEET PITLOCK システム加盟店規約（本規約に関連して締結するその他契約もこれに含む）をいう。なお、当社ウェブサイトに掲載される内容も本規約に含まれるものとする。
- (2) 「本システム」（「FLEET PITLOCK SYSTEM」・「FPLS」）とは、当社・加盟店をオンラインで繋ぐプラットフォーム（法人リースメンテナンス一元化）システムであり、以下の機能を有するものをいいます。
 - ① 車両・顧客情報の一元化；利用者側が、法人車両（法人が所有する車両）・顧客（連携企業・加盟店）の情報を、個別のシステムではなく、一つのプラットフォーム上で管理できる。
 - ② WEB 予約：エンドユーザー・連携企業・加盟店の間の点検予約がオンラインで処理できる。
 - ③ 工程管理：委託業務遂行状況の管理がオンライン上で管理できる。
 - ④ 請求情報の一元化：利用者側が、法人リース車両・顧客（連携企業・加盟店）についての請求を、個別のシステムではなく、一つのプラットフォーム上で管理できる。
- (3) 「本サービス」とは、詳細は当社ウェブサイト (<https://fpls.jp/>) に記載するものの、本システムに基づき当社が提供するサービスをいいます。
- (4) 「加盟店」とは、連携企業各社と委託契約を締結し、本システムを利用する整備工場店舗加盟店をいいます。
- (5) 「申込店舗」とは、加盟店になろうとして本サービスの利用を申し込もうとする店舗をいいます。

- (6) 「連携企業」とは、本システムと自らの基幹システムとを連携完了しているリース会社をいいます。
- (7) 「委託契約」とは、連携企業と加盟店との間で締結する自動車メンテナンス業務の委託に係る契約をいいます。
- (8) 「エンドユーザー」とは、加盟店に対し法人車両の整備予約を行う者をいいます。
- (9) 「申込書」とは、本規約の締結のため必要な当社所定の書類をいいます（当社所定のフォームに必要な情報を入力の上、加盟店が当社に送信したものを含みます）。
- (10) 「データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方法で創出される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます）に記録された情報をいいます。
- (11) 「連携企業データ」とは、連携企業が別途当社との規約に基づき、本サービスの利用に際し、または関連し、本システムに連携される顧客・車両・契約データなどをいいます。
- (12) 「加盟店データ」とは、整備工場が本規約に基づき、本サービスの利用に際し、または関連し、本システムに連携されるメンテ車両運転者の連絡先等のデータをいいます。
- (13) 「FPL データ」とは、連携企業データ以外の当社保有データをいいます。
- (14) 「加盟店様専用ページ」とは、加盟店に表示された本サービスの Web ページをいいます。
- (15) 「アカウント」とは、加盟店が加盟店様専用ページにアクセスする際に認証に用いる ID、パスワードその他の情報をいいます。
- (16) 「管理責任者」とは、郵便、電話および電子メールその他の通信手段による当社との間の連絡についての責任者をいいます。
- (17) 「アカウント発行日」とは、当社がサーバ上に加盟店・連携企業の加盟店様専用ページを開設した日をいいます。
- (18) 「知的財産」とは、発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創作的活動により産み出されたもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいいます。
- (19) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます）並びに商標その他の知的財産に関する権利（特許を

受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利および商標登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含みます）をいいます。

(20)「加工等」とは、改変、追加、削除、組合せ、分析、編集および統合等をいいます。

(21)「法令」とは、法律、政令、規則、基準をいいます。

第2条（本規約の目的、範囲）

1. 本規約は、当社と加盟店との間の遵守事項を定め、相互の発展を目的とします。
2. 本規約の適用範囲は、日本国内に限るものとします。

第3条（加盟店から連携企業への請求等の連絡）

加盟店は、連携企業が当社の承諾の下で連携企業になった時点（且つ、請求連携の開発完了後）で、連携企業が機能活用を承諾した場合、請求等の連絡を本サービスにより連携企業に行うことができます。

第4条（契約締結手続及び権限等）

1. 申込店舗は、当社に対し、WEB を通じ、当社から発行されたアカウント情報に基づき、申込書による申し込みを行い、これを当社が承諾し、これが申込店舗に到達したときに、本規約が成立します。
2. 申込店舗は、本規約に同意のうえ所定の登録手続完了後に、本サービスの加盟店としての資格を有します。
3. 申込店舗は、代表者本人が本条第 1 項に定める申し込みを行い、代表者あるいは加盟店の代理による登録は行わないことを確約します（代理人による契約締結は無効とする）。なお、過去に加盟店資格が取り消された場合や当社が本サービスの参加者として、申込店舗が不適格であると判断した場合には、理由を示さずに、加盟店登録申込後の登録を断る場合があることも予め承諾します。
4. 申込店舗は、当社に対し、本サービスの利用の可否の検討に影響を与える重要な事実（支払能力、反社会的勢力でないこと等の規約にも定めがある事項に限られない）を知り得る限りにおいて全て開示し、これが事実であることを表明及び保証します。
5. 申込店舗は、本サービスを利用する他の加盟店舗を害することを行わないことを誓約し、これに反すると当社が認めたときには、本サービスの利用が停止されることがあることにつき同意します。
6. 申込店舗は、反社会的勢力に該当する者または関与する者ではないことを表明し保証します。

7. 次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、申込店舗による前項の申込みを承諾しないことができます。当社は、申込店舗に対し、その申込みを承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

- (1) 申込内容が当社の所定事項の記載を欠くとき
- (2) 表明保証に反するおそれまたは現実の違反があるとき
- (3) その他、当社が本サービスの利用を不適切と判断するとき

第5条（アカウント発行手続と管理方法）

- 1. 当社は、加盟店に対し申込書の内容を承諾した場合には、加盟店様専用ページにアクセスするために必要となるアカウントを発行するとともに、サーバ上に加盟店の加盟店様専用ページを開設します。
- 2. 加盟店は、加盟店以外の第三者にアカウントを譲渡、貸与等の一切を行うことはできず、自己の責任で厳格に管理しなければなりません。
- 3. 加盟店は、アカウントを通して、加盟店データの入力その他の連絡等を行い、かかる行為は、加盟店自身の行為であるとみなすことに同意し、第三者による不正アクセス等により、アカウントを不正使用されたとしても、当社はそれに関し、一切の責任を負いません。

第6条（アカウントの管理）

- 1. アカウントのパスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等、加盟店本人が責任をもって管理してください。
- 2. 当社は、加盟店のアカウントに関し、登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、加盟店による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用、その他の事情により加盟店以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について当社は一切責任を負いません。

第7条（加盟店様専用ページの管理責任者への本規約の遵守義務）

- 1. 加盟店は、本規約に基づくシステム連携を行うに際して、以下の義務を加盟店様専用ページの管理責任者及び従業員に遵守させなければなりません。
 - (1) 加盟店様専用ページの管理責任者は、加盟店データに関与する者に本サービスに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
 - (2) 管理責任者に当社からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること

- (3) その他、必要に応じて、加盟店様専用ページを維持管理するために、必要があれば管理責任者に限らず、本サービスに関連する従業員にも研修等を実施させること
2. 加盟店は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに当社に対して通知するとともに、パスワードの変更手続をしなければなりません。

第2章. 本サービスの利用料金

第8条 (利用料金)

1. 本サービスを利用する加盟店は、本サービスを利用するにあたり、本システム（加盟申し込み書を含む）に記載されている指定の料金表および支払方法に従い、当社に利用料金を支払うものとします。
2. 加盟店は口座振込を行う毎にこれらに係わる手数料を負担します。
3. 加盟店は、その原因を問わず、本サービスを現実に利用しなかったことを理由に、本サービス利用料金の支払いを拒めないものとします。但し、当社は、加盟店が本サービスの利用をできない事由に拘らず、サービス利用料金の支払いを免除することはできる
4. 上記1.に記載の期日までに利用料金全額の支払が確認されなかった場合、当社は直ちに本サービスの提供を停止致します。

第9条 (遅延損害金)

加盟店は、本規約に基づく本サービス利用料金その他の金銭債務の支払いを怠った場合には、各支払期日の翌日（同日を含む。）からその完済に至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第3章. 本サービスの変更など

第10条 (届出事項)

1. 加盟店は、申込書には、以下の各号記載の事項も記載し、本規約期間中、以下の事項に変更がある場合には、加盟店様専用ページより変更手続を行うものとします。
 - (1) 商号(屋号)、代表者名および住所
 - (2) 管理責任者の氏名、電子メールアドレスその他当社所定の事項
 - (3) 本サービスへの影響が具体的に見込まれるまたは予見し得ると加盟店で判断する事項

- (4) 加盟店の業務に関する事項
- (5) その他当社が必要と判断する事項
- 2. 前項に規定する加盟店から当社への届出がなかったことにより、加盟店に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わず、加盟店が自己の責任で、解決するものとします。
- 3. 当社が前2項の規定に基づき届出した電子メールアドレスに電子メールを送信した場合には、当該電子メールは加盟店が受信した時点または当社による送信後24時間経過した時点のいずれか早い時点に到達したものとみなします。

第11条 (システムの中断・停止等)

- 1. 当社は、次の各号の場合には、本サービスを常に良好な状態でご利用頂く為に、事前に通知することなく、本システムの全部または一部の提供を中断または停止する等の必要な措置を取ることができるものとします。
 - (1) 本システムの緊急保守を行う場合
 - (2) 本システムに負荷が集中した場合
 - (3) 本システムの運営に支障が生じると当社が判断した場合
 - (4) 加盟店のセキュリティを確保する必要がある場合
 - (5) その他必要があると当社が判断した場合
- 2. 当社は、本システムの定期保守を行うため、加盟店に2週間以上の期間を設けて事前に通知した上で、本システムの全部または一部の提供を中断または停止する等の必要な措置を取ることができるものとします。
- 3. 前2項による中止の場合に、加盟店に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4. 加盟店は、本システムがいかなる事由によって中断された場合であっても、委託契約に基づき加盟店での整備業務その他契約に基づく義務を履行するものとすると共に、本システムの中止が加盟店の契約関係に影響を及ぼすものではないことを当社と確認する。

第12条 (特定加盟店の利用停止・加盟店の地位の取消)

- 1. 当社は、特定の加盟店が次の各号に該当すると判断した場合には、事前に通知することなく当該加盟店による本サービスの利用停止、当該加盟店のアカウントの変更、または当該加盟店の地位の取消しを行うことができるものとする。これにより加盟店に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。
 - (1) 加盟店に法令および本規約に違反する行為があった場合

- (2) 加盟店に本サービスの利用に関して不正行為があった場合
 - (3) 一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなど加盟店のセキュリティを確保するために必要な場合
 - (4) その他当社が適当と判断した場合
2. 前項のほか、加盟店が当社の定める一定の期間内に一定回数のログインを行わなかった場合は、当社は、事前に通知することなく当該加盟店のアカウントの変更または加盟店としての地位の取消しを行うことができるものとします。

第13条（本サービスの変更・廃止）

当社は、その裁量による判断により本サービスの全部または一部を適宜変更・廃止できるものとします。

第14条（委託）

当社はその責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部または一部を当社関係者以外の第三者に、加盟店の承諾なく、委託することができるものとします。ただし、当社は本規約に課される当社の義務と同等の義務を委託先に課すとともに、委託先の履行について責任を負うものとします。

第15条（アカウントの貸与の禁止）

- 1. 加盟店は、当社の事前の承諾なく、第三者にアカウントを貸与することはできません。
- 2. 加盟店は、前項に基づき第三者にアカウントを貸与した場合、本規約に基づく加盟店の義務を免責または軽減されることなく、当該再委託先による本整備予約サービスの遂行に起因して当社または第三者に損害が生じた場合は、これをすべて賠償する責を負います。

第16条（業務連携先への情報転載）

- 1. 加盟店は、当社が第2条に定める目的の為に業務連携する他社の管理・運営する各種媒体（加盟店が活用しているシステム連携も含む）へ、当社に提供された情報を転載することに同意します。
- 2. 第9条第2項の規定は、当社が業務連携する他社の管理・運営する各種媒体において転載した情報についても準用します。

第4章. データの取り扱い

第17条 (加盟店データの正確性の保証等)

1. 加盟店は、当社に対し、加盟店データについて以下の事項を保証します。
 - (1) 連携企業が当社に提供する連携企業データと明らかに矛盾しない内容であること
 - (2) 加盟店が、加盟店データを利用し、かつ、当社に対し開示（送信・公衆送信その他発信を含みます。）する正当な権限を有すること
 - (3) 第三者の知的財産権等を侵害せず、法令に違反しないこと
 - (4) 公序良俗に反する内容を含まないこと
 - (5) その他、当社が提示するデータの適合条件を充足すること
2. 前項の保証に反する事実が判明し、当社または加盟店と連携企業との間で紛争が生じた場合、すべて加盟店の責任と負担において当該紛争を解決します。当該保証違反の事実により、当社が連携企業その他の第三者に損害賠償等の支払いをした場合、当社がエンドユーザーその他の第三者に損害賠償等の支払いをした場合には、加盟店はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。

第18条 (FPL データの使用)

当社は、FPL データについて、自らのサービスの開発、品質もしくは機能の改善または統計の取得もしくはその公表を目的として、加盟店の承諾なく、使用します。なお、当社がFPL データを使用することに関して、連携企業は一切の責任を負わないものとします。

第19条 (連携企業データ販売の禁止および専属的権利の確認)

当社は、連携企業の承諾なく、連携企業データを第三者に販売できず、連携企業データの専属的な利用権は連携企業が有し、当社は連携企業からの委託を受け、本データを本サービスの運営および当社の事業運営のために、使用することができます。

第20条 (FPL データの知的財産権等)

1. FPL データの知的財産権は、当社に帰属します。
2. 加盟店は、FPL データの使用について、知的財産権および人格権（著作者人格権を含む。）を行使できません。

第21条（個人情報）

1. 当社は、加盟店から取得する加盟店データに個人情報保護法の個人情報その他個人に関する情報または同法の匿名加工情報（以下「プライバシー情報」という）が含まれるとき、プライバシーポリシーに従い、これを取り扱い、法令を遵守します。
2. システム連携にあたって、加盟店から提出された申込書および加盟店データにプライバシー情報が含まれるとき、加盟店から当社に対し、その旨を明示し、かつ、次の各号の事実のすべてが正確かつ真実であることを表明し、保証します。
 - (1) 加盟店がそのプライバシー情報の取得および当社への委託提供について、個人情報保護法その他適用法令のもと、正当な権限を有すること
 - (2) 加盟店が個人情報保護法その他適用法令を遵守していること（個人情報保護法上必要な本人からの同意の取得を含みます）
3. 加盟店は、車両移動や臨時スポット点検等が実施される等に伴い、エンドユーザーに代わって、個人情報を当社が他の加盟店に提供することがあることを予め当社に対して承諾します。

第22条（加盟店データ管理）

1. 当社は、加盟店データを適切に管理し、法令に基づき開示が求められたとき、または、本規約で許諾されたときを除き、第三者に対し、開示しないものとします。なお、第三者に開示する場合には、当社は加盟店にその旨を通知します。

加盟店は、加盟店データを当社に委託提供するに際し、自らの責任でバックアップをします。
2. 当社は、本サービスの停止もしくは終了、または本規約終了の日から14日経過後に、加盟店データを削除することができます。その期間経過後に、加盟店が本サービス等を通じて、加盟店データにアクセスすること、使用することを可能にする義務を負いません。

第23条（加盟店データに係る著作者人格権の不行使等）加盟店は、当社に提供する加盟店データについて、当社および当社から権利を承継しまたは許諾された者に対し、人格権（著作者人格権を含む。）を行使せず、また、その権利者に人格権を行使させないものとします。

第5章. 責任・保証・賠償・免責・禁止

第24条（免責等）

1. 本サービスまたは本契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず第 26 条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により加盟店その他第三者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 連携企業の基幹システムの障害または本件システムまでのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本システムからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本システム等への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本システム等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を連携企業または加盟店その他第三者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本システムのうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS 等これに限らない）及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本システムのうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に帰責事由がない場合
 - (12) 当社の責に帰すべからざる事由による事故
 - (13) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、加盟店及びエンドユーザーがシステム連携に関して被害を被った場合には、連携企業の被害の拡大防止のために、商業上合理的範囲で最大限被害拡大防止に努めるものとします。
3. 当社は当社が運営するサイト・サーバ・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピューター・ウィルスなどの有害なものが含まれていないことを保証しません。

4. 加盟店が WEB 予約機能などで提供した情報が不正確であったことにより加盟店または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。
5. WEB 予約は、加盟店とエンドユーザーとの間で直接成立するものであり、当社は一切責任を負いません。
6. 契約・請求情報は、加盟店と連携企業の間で直接成立するものであり、当社は一切責任を負いません。
7. 連携企業より実際に受注していない整備・点検に係るメンテナンス業務に関し、加盟店の責により管理されるものであり、誤って整備・点検に係るメンテナンス業務が実施されたとしても、当社は一切の責任を負うものではありません。
8. 一部の連携企業が脱退した場合については、当社は一切の責任を負いません。
9. 加盟店が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第 25 条（禁止事項）

加盟店は、本サービスの利用に関し、次の各号に規定する行為を行ってはならず、また、次の各号の行為を加盟店が行ったことにより発生した損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 法令または本規約、本サービス利用上のご注意、その他の本サービスの利用条件に違反すること
- (2) 当社および第三者の権利、利益、名誉等を損ねること
- (3) 公序良俗に反する行為を行うこと
- (4) 他の加盟店その他の第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為を行うこと
- (5) 虚偽の情報、不正なデータまたは命令を入力すること
- (6) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込むこと
- (7) 本システムのサーバその他のコンピュータに不正にアクセスすること
- (8) 解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを取得すること
- (9) 本システムのアカウントを第三者に貸与・譲渡すること、または第三者と共用すること
- (10) 当社の承認した以外の方法により本サービスを利用すること
- (11) 当社、当社の関係会社、当社の提携先の信用を棄損させる行為をすること
- (12) 当社のみならず、第三者の知的財産を侵害、漏えい、または無断利用すること
- (13) その他当社が本規約のみならず別途書面または当社 HP 等に基づき禁止する行為

第26条（当社の非保証）

1. 当社は、本サービス、本サービスに付随するサービスまたは、これに関連する事項について、明示または黙示の別を問わず、本サービスの動作保証及び他社の権利利益の非侵害を含む一切の保証をしないものとします。
2. 当社は、本サービスを構成するソフトウェアに一切の欠陥がないことや、本サービスが加盟店の利用目的に合致することを保証するものでもなく、本サービスと他のソフトウェアやサービス等が併用された場合における本サービスの正常な作動を保証するものでもありません。
3. 当社は、本サービスに重大な契約不適合が認められた場合における責任は、商業上合理的な範囲内において、必要な修正や契約不適合の除去の努力をすることに限られます。
4. 本条は、本サービスに関する当社の唯一の保証です。

第27条（損害賠償）

1. 当社は、その責めに帰すべき事由によって、本規約に関して加盟店、連携企業、エンドユーザー及びその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社の故意による場合を除き、一切責任を負いません。
2. 当社は、加盟店に責任を負う場合であっても、その範囲は加盟店に現実に生じた直接かつ通常の損害に限られ、逸失利益を含む特別損害、加盟店データの滅失または損壊によって生じた損害については、その予見可能性の有無または法律構成若しくは請求原因の如何を問わず、当社は一切責任を負いません。
3. 本規約のいかなる定めに拘らず、当社が加盟店に対し、賠償責任を負ういかなる場合であっても、その上限額は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、損害発生の原因となる事由から遡って3か月以内に加盟店が本サービスの利用の対価として、当社に対して支払った金額とします。

第28条（加盟店によるメンテナンスの提供）

1. 加盟店は、エンドユーザーとの間で成立した予約内容に従い、予約日に該当車両のメンテナンスを提供します。
2. 加盟店またはエンドユーザーが予約成立後に電話などで直接キャンセルまたは予約の変更を希望する場合、加盟店・エンドユーザー間で交渉し、当社はこれに関与せず、加盟店・エンドユーザー間で紛争が生じた場合には、次条に従います。

第29条（紛争等が生じた場合の責務）

1. 加盟店は、エンドユーザー、連携企業、または、その他第三者との間で、紛争（請求、クレームを含む）が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき事由によるものでない限り、すべて加盟店の責任と負担において解決します。また、当社が当社の責めに帰すべき事由なく、それらの紛争等に関して、エンドユーザー、連携企業またはその他の第三者に損害賠償等の支払い義務を負担した場合には、加盟店はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払います。なお、本項第二文以降で、当社が支払う予定の費用（以下、「当該予定費用」という）に関し、加盟店が今まで当社に支払った費用を当該予定費用が著しく超過することが明らかなる場合には、事前に加盟店と協議するものとします。
2. 前項により、エンドユーザーが当社または加盟店との間の契約を解除・取消した場合における原状回復・損害賠償等の問題についても、前項と同様とします。
3. 加盟店は、加盟店とエンドユーザー、連携企業またはその他の第三者との間の紛争について、当社が、加盟店の同意を得ることなく当社自身の判断に基づきエンドユーザー、連携企業、または第三者に対し、当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことを合意します。
4. 加盟店は、当社または当社関係者に紛争が生じた場合、または、加盟店が本規約の表明保証または義務に違反したとき、当社の求めに応じ、自らの費用と責任により、当社の防御に必要な情報を提供することを合意します。
5. クレーム対応は、当社加盟店互いに協力し合い、迅速に対応し、解決を図ります。

第30条（アクセス禁止）

1. 加盟店は、本サービスのうち、当社から正当な権限に基づきアクセスの許可された領域以外にアクセスしてはならず、また、これを試みてはならないものとします。
2. 加盟店は、本サービスを利用する連携企業または他の加盟店に係る情報について、次の各号の行為のいずれもしてはなりません。
 - (1) 取得
 - (2) 使用
 - (3) 第三者への開示または漏えい
3. 加盟店は、前項各号のいずれかに該当する、または、そのおそれがあるとき、当社に対し、その旨を直ちに通知するものとします。

第6章. 本規約の補充・改定

第31条（本規約内容の変更）

1. 当社は、本規約の内容に関し、20 日より前に、加盟店に予告することにより、当社の裁量により、本規約の内容を変更することができます。
2. 本規約の変更については、当社が変更を通知(当社のサーバ内で加盟店がアカウントを用いてアクセスできる部分に掲示した場合を含む)した後において、加盟店が本サービスの利用を継続した場合には、加盟店は新規約を承認したものとみなし、変更後の本規約を適用します。ただし、以下各号に規定する事由の場合には、予告なく変更することができます。
 - (1) 変更内容が軽微であり、加盟店の業務に係る変更を伴わない場合
 - (2) 法令等の改正に伴い規約を変更する必要がある場合であって、速やかに変更を行うとき
 - (3) サイバーセキュリティにおける安全性を確保するため、または、詐欺その他不正な手段に対処する緊急の必要性があると当社が認めたとき
 - (4) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

第7章. 一般条項

第32条（指示遵守）

加盟店は、当社より別段の授権または指示をされた場合を除き、第三者に対して当社を法的に拘束する約束、契約締結または保証を行ってはなりません。

第33条（機密事項）

1. 加盟店は、本規約に基づき知りまたは知り得た当社の技術上または営業上の機密事項（以下「機密事項」という）について、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、加盟店である期間のみならず、加盟店の退会後 3 年間はこれを第三者に漏洩または開示してはならず、また、本規約の目的以外の如何なる目的にも使用してはならないものとします。但し、機密事項が次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 相手方から取得する以前に既に自ら保有していた情報
 - (2) 相手方から取得する以前に公知であった情報
 - (3) 相手方から取得した後、自己の責めによらないで公知となった情報

- (4) 相手方から取得した後、正当な権利を有する第三者から何らの機密保持義務を課せられることなく取得した情報
- (5) 相手方から取得した情報によらずに独自に開発した情報
- 2. 前項の規定に拘らず、加盟店は再委託した第三者に対して、機密事項を開示することができる。但し、加盟店は、当該第三者に本条と同等の守秘義務を負わせるものとし、当該第三者が当該守秘義務を厳格に遵守することにつき一切の責任を負います。

第34条（権利・義務譲渡の禁止）

加盟店は、当社の書面による事前の承諾を得ずして、本規約によって生ずる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはなりません。

第35条（加盟店の退会）

加盟店が本サービスの退会を希望する場合は、退会希望の1ヶ月前までに当社に通知を行い、当社所定の退会手続を行うことで退会することができます。ただし、当社が他の加盟店を害するような事情がある場合など、合理的に判断して加盟店による本サービスの利用の継続が必要と判断する場合は、この限りではありません。

第36条（不正な利益供与等の禁止）

- 1. 加盟店は、本規約に関し、国内・国外を問わず、公務員、これに準じる立場の者、公務員関係者および反社会勢力に対し、金銭その他の利益を不正に供与し、または不正な利益を供与する約束若しくは申込み等をしていないことおよびしないことを保証します。
- 2. 加盟店が、前項の規定に違反した場合、加盟店は、当該違反行為の結果につき自己の責任および費用負担において単独で対応するものとします。
- 3. 加盟店が、第1項の規定に違反した場合、当社は、何らかの催告および自己の債務の履行の提供をすることなく、直ちに本規約の全部または一部を解除することができます。

第37条（反社会的勢力の排除）

- 1. 加盟店は、加盟店および加盟店の役職員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうごころまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団関係者」という）に該当しないこと、および、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団関係者が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団関係者を利用し、また、利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団関係者に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団関係者と関与していると認められる関係を有すること
 - (5) 役職員または経営に実質的に関与しているものが暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、当社から要求があった場合、暴力団関係者との関係に関する調査に協力し、合理的な範囲において当社に報告を行うことを確約します。
 3. 加盟店は、加盟店の下請けまたは再委託先業者（下請けまたは再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ）が第1項に該当しないことを確約し、その下請けまたは再委託先業者が第1項に該当することが契約の締結後に判明した場合、ただちにかかる契約を解除し、または、契約解除のための措置を取ることを確約します。
 4. 加盟店は、加盟店および加盟店の役職員が暴力団関係者であることが判明した場合、上記各項のいずれかを満たさないことと認められることが判明した場合および本条に定める確約が虚偽の申告であることが判明した場合、直ちに当社に通知するものとし、当社が、何ら通知または催告等何らの手続きも無く、当社が加盟店との間で締結された一切の契約を解除または解約でき、仮に解除または解約された場合でも何ら異議を述べないこと、および、当該解除または解約により被った損害につき、賠償または補償を求めないことに合意します。

第38条（期限の利益の喪失）

1. 加盟店が、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに類似する手続開始の申立を受け若しくは自ら申立をしたとき、仮差押・仮処分・差押・競売等の申立を受けたとき、手形若しくは小切手の不渡り処分を受けたとき、電子記録債権の支払不能があったとき、手形交換所若しくは電子記録機関の取引停止処分を受けたとき、または支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったときは、当社から加盟店への通知・催告等がなくても加盟店の当社に対するすべての債務は当然に期限の利益を失い、加盟店は直ちにこれを一括して弁済しなければなりません。
2. 加盟店が、本規約または当社とのその他の契約に基づく債務の全部または一部を履行しないとき、当社以外の債権者に対する金銭債務の全部若しくは一部の履行しないとき、債務超過の状態に陥ったとき、監督官庁より営業取消し若しくは停止等の処分を受けた

とき、公売処分・租税滞納処分・その他の公権力の処分を受けたとき、解散の決議をしたとき、または前項および本項に列挙された事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、当社の請求によって、加盟店の当社に対するすべての債務は期限の利益を失い、加盟店は直ちにこれを一括して弁済しなければなりません。

3. 前二項の場合、当社は催告および自己の債務の履行の提供をしないで当社と加盟店の間の一切の契約の一部または全部を即時解除または解約することができます。

第39条（当社による解除等）

1. 当社は、加盟店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本規約を解除するとともに、直ちに加盟店の加盟店様専用ページおよび本サービス内における加盟店による加盟店データを本サービスおよびサーバから削除することができます。
 - (1) 本規約の条項に違反したとき
 - (2) 付随契約を締結している場合に、付随契約に違反したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - (5) 前2号の他、加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散または営業停止状態となったとき
 - (7) 当社による連絡が取れなくなったとき
 - (8) 加盟店がサーバに保存されているデータを当社に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき
 - (9) 前条の確約に違反し、または違反していたことが発覚したとき
 - (10) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
2. 当社は、前項各号に該当する場合のほか本規約の継続が困難と認めたときは、加盟店に対し、書面により通知することにより、本規約を解約することができます。
3. 当社は、事由の如何を問わず、3ヶ月以上の予告期間を定めて書面により通知することにより本規約を解約することができます。
4. 前2項による通知は加盟店の受領拒否・不在等の場合には通常到達する時期に到達したものとみなします。
5. 第1項ないし第3項に基づく本規約の解除・解約については、加盟店は何ら異議を申立てることが出来ません。また、加盟店がシステム連携に関連して負担した費用について、当社は賠償する責を負いません。

第40条（相殺・換価処分等）

1. 加盟店が当社に対する債務を完済しなければならない場合、加盟店が当社に対して反対に金銭その他の債権を有するときは、当社は全てその性質・期限の如何にかかわらずまた予告をしないで、金銭債権は直ちに加盟店の当社に対する債務と対当額にて相殺し、その他の債権のときはその目的物を当社が加盟店に代り随意に換価処分して加盟店の当社に対する債務の弁済に充当することができます。
2. 前項の換価処分については、加盟店はその処分の費用を負担し、かつ処分の時期・方法・代価等について異議を申し立てることは出来ません。

第41条（弁済充当の順序）

弁済または前条による差引計算の場合、加盟店の当社に対する債務全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序・方法により充当することができます。

第42条（協議事項）

本規約に定めなき事項については、当社および加盟店は信義誠実の原則に基づき協議の上決定します。

第43条（準拠法、合意管轄）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日：2023年6月1日
改定日：2025年10月15日